

建設工事請負契約書第26条第5項の運用の拡充について

昨今の鋼材類及び燃料油の価格が高騰している状況を踏まえ、本市発注の工事に関して、建設工事請負契約書第26条第5項（以下「単品スライド条項」という。）の規定について、平成20年7月24日から運用を始めたところであるが、その後の経済情勢等から、鋼材類及び燃料油以外の主要な工事材料についても価格が著しく上昇し、請負代金額が不相当となるおそれがあると認められるため、下記のとおり単品スライド条項の運用を拡充する。

記

原油価格の高騰等の特別な要因により、鋼材類及び燃料油以外の主要工事材料の価格が著しい上昇が認めれる場合には、「建設工事請負契約書第26条第5項の運用について」（平成20年7月24日通知）に基づき鋼材類について単品スライド条項を適用する場合の取扱いに準じて、当該工事材料についても単品スライド条項を適用できるものとする。この場合においては、当該工事材料の価格上昇の要因について十分に把握するものとし、その要因が明らかなものについて、各品目ごとに算定した当該工事に係る変動額が請負代金額の100分の1に相当する金額を超えることを確認するものとする。

附 則

1. この通知は、平成20年9月22日から施行し、適用する。
2. 工期の末日がこの通知の施行日以降で平成20年12月31日以前である工事に係る単品スライド条項に基づく請負代金額の変更の請求は、当該請求の際に残工期（部分引渡しに係る工事部分の残工期を含む。）が2月未満であっても、工期満了前であつて、かつ、平成20年10月31日までの場合は、これを行うことができるものとする。